

八、豫行加入制とし國家が全管すること
二、六大都市に於りては國家の委託を受けて運営することを得。
三、日家、貸相手、資本家より成る委員会を常設機関として設置する。
四、委員の選出は國家、資本家半数、貸相手半数とする。
其委員会の权限は前回議会下院ぐらうどす。

2. 保険料の圖捲額：

一、貿易家四五五、政府四五五、勞働者二三。

3. 取入の範囲：

- 一、筋肉、非筋肉を問わず六十五歳以上の一般被保険労働者を取入とする。
- 二、年齢、五千円以上の中労働者は除外する。
- 三、給付の確定負担者。
- 四、失業者並に被保険者の能力を有し、且つ从此を志願するもの。
- 五、失業者にして失業登録をなし得るもの。
- 六、失業者並職を拒絶するも賃労者に合端大。
- 七、通商賃銀を支払わざる端大。
- 八、提供され仕事の従事の態様又は體力に相應しない場合。
- 九、提供された地位が彼ノ身心の健康を害し又体徳の蒙塵の心要を適當に端大ことモ始終了細々場合。
- 十、職業口がストライキ等の端大結果空位となる場合。

5. 給付請求未報裏失及制限

一、刑務所に在監中

(一) 一時的永続例国外に居住する者

二、各付期限は十八ヶ月とす。

三、深刻なる永續的失業期に於いては委員会に於て永續する得

三、給付額は元の賃階に上り給付すること

而一円五十九銭以下八五%

而一円五十九銭以下八五% (四) 二円以下八〇%

而一円五十九銭以下七五% (二) 三円以下七〇% 90

而三円五十銭以下六五% (一) 三円五十銭以上六〇% 90

(二) 右の年歩以外に家族の状態に依つて家庭年歩を支給する

四、算定は失業前の実勤日数を以つて全收入を割った金額を一

日分の收入とする。

五、家族と共に居住する以外の地に職を喪失場合は旅費を他

費用を支給するなど

6. 給付金の取扱

一、労働組合、二、公立職業紹介所

二、保險給付金は現金とすること

7. 國家の保険金に関する販賣

一、軍縮による剰余金の充當 (二) 高率不勞所得税の制定

三、相続税、資本利子税の高率累進賦課。